

魚津市告示第96号

魚津市産後ヘルパー派遣事業実施要綱の一部改正について
魚津市産後ヘルパー派遣事業実施要綱（令和2年魚津市告示第109号）の
一部を次のように改正する。

令和6年4月16日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>魚津市産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>妊婦の重度のつわり、切迫早産等で日常生活が困難な場合又は出産直後の家庭において、家事</u>又は育児の負担を軽減するため、家事又は育児の支援を行う者（以下「ヘルパー」という。）を派遣する<u>魚津市産前産後ヘルパー派遣事業</u>（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(派遣対象者)</p> <p>第3条 ヘルパーの派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者で、妊娠届出済みの妊婦若しくは</u>出産後6月以内の母親又はその配偶者（事実婚を含む。）であって、家事又は育児の支援を希望するものとする。ただし、同一の出産について、この事業に基づくヘルパー派遣を受けていない場合に限る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、派遣対象者が次のいずれかに該当する場合には、ヘルパーを派遣しない。</p> <p>(1) 本人又は同居する家族が感染症<u>を有すると認められるとき</u>。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>(ヘルパー派遣を行う期間等)</p> <p>第6条 ヘルパーの派遣期間は、<u>利用券の交付日</u>から、出生日が属する月の6月後の出生日に相当する日の前日までとする。ただし、6月後に相当する日がない場合は、6月後の末日までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(派遣申込)</p>	<p style="text-align: center;"><u>魚津市産後ヘルパー派遣事業実施要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>出産直後の家庭における家事</u>又は育児の負担を軽減するため、家事又は育児の支援を行う者（以下「ヘルパー」という。）を派遣する<u>魚津市産後ヘルパー派遣事業</u>（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(派遣対象者)</p> <p>第3条 ヘルパーの派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、<u>市内に住所を有し、かつ、居住する</u>出産後6月以内の母親又はその配偶者（事実婚を含む。）であって、家事又は育児の支援を希望するものとする。ただし、同一の出産について、この事業に基づくヘルパー派遣を受けていない場合に限る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、派遣対象者が次のいずれかに該当する場合には、ヘルパーを派遣しない。</p> <p>(1) 本人又は同居する家族が感染症の<u>予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症を有すると認められるとき</u>。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>(ヘルパー派遣を行う期間等)</p> <p>第6条 ヘルパーの派遣期間は、<u>子の出生日</u>から、出生日が属する月の6月後の出生日に相当する日の前日までとする。ただし、6月後に相当する日がない場合は、6月後の末日までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(派遣申込)</p>

改正後	改正前
<p>第8条 ヘルパーの派遣を受けようとする者は、<u>魚津市産前産後ヘルパー派遣事業利用申込書</u>（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第8条 ヘルパーの派遣を受けようとする者は、<u>魚津市産後ヘルパー派遣事業利用申込書</u>（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p>
<p>（派遣の決定等）</p>	<p>（派遣の決定等）</p>
<p>第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、<u>魚津市産前産後ヘルパー派遣事業利用申込受付簿</u>（様式第2号）に登載するとともに、ヘルパー派遣の決定をした場合は<u>魚津市産前産後ヘルパー派遣事業（実施・変更）決定通知書</u>（様式第3号）により、却下した場合は<u>魚津市産前産後ヘルパー派遣事業利用申込却下通知書</u>（様式第4号）により当該申込者に通知するものとする。</p>	<p>第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、<u>魚津市産後ヘルパー派遣事業利用申込受付簿</u>（様式第2号）に登載するとともに、ヘルパー派遣の決定をした場合は<u>魚津市産後ヘルパー派遣事業（実施・変更）決定通知書</u>（様式第3号）により、却下した場合は<u>魚津市産後ヘルパー派遣事業利用申込却下通知書</u>（様式第4号）により当該申込者に通知するものとする。</p>
<p>2 市長は、前項により派遣の決定を受けた者（以下「利用者」という。）<u>に</u> <u>ついて、魚津市産前産後ヘルパー派遣事業ヘルパー利用券</u>（様式第5号。以下「ヘルパー利用券」という。）を当該利用者に速やかに発行するものとする。</p>	<p>2 市長は、前項により派遣の決定を受けた者（以下「利用者」という。）<u>が</u> <u>子の出生を届け出たときは、魚津市産後ヘルパー派遣事業ヘルパー利用券</u>（様式第5号。以下「ヘルパー利用券」という。）を当該利用者に速やかに発行するものとする。</p>
<p>第10条・第11条 （略）</p>	<p>第10条・第11条 （略）</p>
<p>（派遣の<u>取消し</u>）</p>	<p>（派遣の<u>取り消し</u>）</p>
<p>第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、派遣の決定を取り消すことができるものとする。</p>	<p>第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、派遣の決定を取り消すことができるものとする。</p>
<p>（1）－（3） （略）</p>	<p>（1）－（3） （略）</p>
<p>（4）<u>前3号に掲げるもののほか、市長</u>が派遣を不適と認めたとき。</p>	<p>（4）<u>その他市長</u>が派遣を不相当と認めたとき。</p>
<p>第13条－第15条 （略）</p>	<p>第13条－第15条 （略）</p>
<p>（利用者負担額の減免）</p>	<p>（利用者負担額の減免）</p>
<p>第16条 （略）</p>	<p>第16条 （略）</p>
<p>2 利用者負担額の減免を受けようとする者は、<u>魚津市産前産後ヘルパー派遣事業利用者負担額減免申請書</u>（様式第6号）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 利用者負担額の減免を受けようとする者は、<u>魚津市産後ヘルパー派遣事業利用者負担額減免申請書</u>（様式第6号）を市長に提出しなければならない。</p>
<p>第17条 （略）</p>	<p>第17条 （略）</p>
<p>（実績報告）</p>	<p>（実績報告）</p>
<p>第18条 事業者は、毎月10日までに<u>魚津市産前産後ヘルパー派遣事業利用実績報告書</u>（様式第7号）により、前月分のヘルパーの派遣の実績を市長に報告するものとする。</p>	<p>第18条 事業者は、毎月10日までに<u>魚津市産後ヘルパー派遣事業利用実績報告書</u>（様式第7号）により、前月分のヘルパーの派遣の実績を市長に報告するものとする。</p>

改正後	改正前									
<p>(委託料の<u>請求</u>)</p> <p>第19条 事業者は、毎月末日までに<u>魚津市産前産後ヘルパー派遣事業委託料請求書</u> (様式第8号) により、前月分の事業に係る委託料を市長に請求するものとする。</p>	<p>(委託料の<u>請求書</u>)</p> <p>第19条 事業者は、毎月末日までに<u>魚津市産後ヘルパー派遣事業委託料請求書</u> (様式第8号) により、前月分の事業に係る委託料を市長に請求するものとする。</p>									
<p><u>2 前項の委託料は、次の表に定める額と、第15条の利用者負担額との差額とする。</u></p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 491 640 533"><u>区分</u></th> <th data-bbox="640 491 835 533"><u>単位</u></th> <th data-bbox="835 491 1088 533"><u>金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 533 640 611"><u>ヘルパー派遣にかかる利用料金</u></td> <td data-bbox="640 533 835 611"><u>1回</u> <u>(2時間)</u></td> <td data-bbox="835 533 1088 611"><u>6,000円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 611 640 770"><u>ヘルパー派遣にかかる交通費</u></td> <td data-bbox="640 611 835 770"><u>1回</u></td> <td data-bbox="835 611 1088 770"><u>事業者同一市内</u> <u>550円</u> <u>事業者同一市外</u> <u>1,100円</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>	<u>ヘルパー派遣にかかる利用料金</u>	<u>1回</u> <u>(2時間)</u>	<u>6,000円</u>	<u>ヘルパー派遣にかかる交通費</u>	<u>1回</u>	<u>事業者同一市内</u> <u>550円</u> <u>事業者同一市外</u> <u>1,100円</u>	
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>								
<u>ヘルパー派遣にかかる利用料金</u>	<u>1回</u> <u>(2時間)</u>	<u>6,000円</u>								
<u>ヘルパー派遣にかかる交通費</u>	<u>1回</u>	<u>事業者同一市内</u> <u>550円</u> <u>事業者同一市外</u> <u>1,100円</u>								
<p>第20条・第21条 (略)</p> <p>様式第1号 (第8条関係) 【別記1】</p> <p>様式第2号 (第9条関係) 【別記2】</p> <p>様式第3号 (第9条関係) 【別記3】</p> <p>様式第4号 (第9条関係) 【別記4】</p> <p>様式第5号 (第9条関係) 【別記5】</p> <p>様式第6号 (第16条関係) 【別記6】</p> <p>様式第7号 (第18条関係) 【別記7】</p> <p>様式第8号 (第19条関係) 【別記8】</p>	<p>第20条・第21条 (略)</p> <p>様式第1号 (第8条関係) 【別記1】</p> <p>様式第2号 (第9条関係) 【別記2】</p> <p>様式第3号 (第9条関係) 【別記3】</p> <p>様式第4号 (第9条関係) 【別記4】</p> <p>様式第5号 (第9条関係) 【別記5】</p> <p>様式第6号 (第16条関係) 【別記6】</p> <p>様式第7号 (第18条関係) 【別記7】</p> <p>様式第8号 (第19条関係) 【別記8】</p>									

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。